

各種保険金・給付金のご請求について

◆グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険

ジャパン・アフィニティ・マーケティング(株)
アフィニティ・コンタクトセンター
一般財団法人 通商産業福祉協会
からの事務委託先

0120-257-522

受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00
※土・日・祝日、年末年始休業日を除く。

掛金年払の方の諸手続きに関するご照会も受け付けます。

携帯電話
からも
OK

全国
どこからでも
料金無料

※出向者・退職者の方へ

転居により住所や電話番号が変わる場合は、必ず福祉協会へご一報ください。

経済産業省/関係独立行政法人の職員・ご家族の皆様へ

トータル保障プラン

団体で支える安心の保険 のご案内

死亡・高度障がいに備える

グループ保険

P7~18

災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約・年金払特約・リビング・ニーズ特約付団体定期保険

入院・手術に備える

総合医療保険

P19~26

総合医療保険(団体型)

オプション 3大疾病に備える

3大疾病保障保険 NEW!!

P27~38

3大疾病保障保険(団体型)

令和3年7月1日から新設!

経済産業省のスケールメリットを活かした、**団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金(保険料)!!**



更に!

グループ保険の過去5年間*1の平均配当還元率*2は**約52%!!**

上記配当還元率は平成27年度～令和1年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。詳細は9ページ「配当金」をご確認ください。

*1 過去5年間の保険期間:平成27年7月1日～令和2年6月30日

*2 年間払込掛金から制度運営費を控除した金額に対する配当金の割合

[グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険に関するお問合せ先]

ニッセイ団体保険コールセンター 0120-775-229

受付期間:令和3年3月17日(水)～令和3年4月20日(火) 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日を除く。)

※お問合せの際には、団体名「一般財団法人 通商産業福祉協会」をお知らせください。

※保険金・給付金請求方法に関しては、裏表紙をご確認ください。

※ご家族からお問い合わせ内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがあります。

「終身医療保険セルフガードⅡ」・「ガン治療保険」のご加入につきましては同封の別冊子をご確認ください。

自動継続ですので前回と同一内容の場合は申込書の提出は不要です。

申込締切日 令和3年4月20日(火)

**申込書提出先 本省:大臣官房厚生企画室 リフレッシュプラザ(本館9階西4)
特許庁・地方局・各団体:各所属事務担当者**

業務提携先 経済産業省共済組合本部

一般財団法人 通商産業福祉協会

(03-3436-1731または03-3436-1732)

※保険金・給付金の請求先は裏表紙をご覧ください。

トータル保障プランのお問合せ先

一般財団法人 通商産業福祉協会

東京都港区芝公園3丁目5番22号 保険事業部 03-3436-1731-1732
<http://www.miti-fukusi.or.jp/>

当協会は、通商産業行政に関する者の福祉の増進等を目的とし、昭和37年12月に通商産業大臣認可法人として設立されました。

生命保険(団体保険、団体扱い個人保険)につきまして、ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

令和3年7月からトータル保障プランに

NEW!!

3大疾病保障保険 が追加されます！

保障内容	必要な資金等	団体保険制度
死亡保障	万一の際のご遺族の生活資金	グループ保険
医療保障	ケガや病気等による入院・手術等に応じた治療費	総合医療保険
3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障 死亡保障	3大疾病罹患時の治療費・生活資金 まとめた一時金	新設 3大疾病保障保険

3大疾病保障保険 6つのポイント

- point 1 所定の3大疾病【がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中】になられた場合、**3大疾病保険金を一時金**でお受取りになります。
- point 2 所定のがん(上皮内新生物等)になられた場合、**上皮内新生物診断保険金(3大疾病保険金の金額の10%)を一時金**でお受取りになります。
- point 3 死亡された場合、**死亡保険金(3大疾病保険金と同額)を一時金**でお受取りになります。
※3大疾病保険金と死亡保険金は重複してお支払いすることはありません。いずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
- point 4 **経済産業省のスケールメリット**を活かした団体保険としての**割引**が適用されています。
- point 5 医師の診査ではなく、健康状態等の**告知による申込手続き**です！
※告知に関しては、54～55ページの「正しく告知いただくために」をご覧ください。
一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- point 6 **配偶者さまもお申込みいただけます。**
(ご本人さまと同額以下の保険金額になります。)

※詳細は27ページ～38ページをご確認ください。
※被保険者の数が引受け会社の定める数に満たない場合は、
保険契約は効力を発生しません。



生涯のうち約半数の方が「がん」と診断される時代です。

生涯でがんと診断される割合 (出典▶P56①)

男性 63.3% 女性 48.4%

男性 女性 おおよそ2人に1人

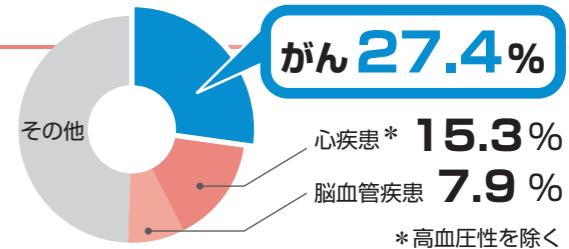
がんと診断される割合(年代別) (出典▶P56①)



死亡の原因

(出典▶P56②)

がん・心疾患*・脳血管疾患で死因の約半数を占めており、とりわけがんは死因の約3割です。



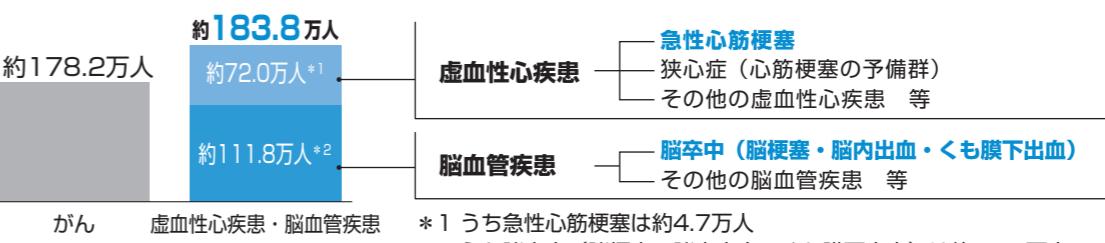
「虚血性心疾患」・「脳血管疾患」は誰にでも起こり得る病気です。

備えておくべき病気は、「がん」だけではありません。急性心筋梗塞等の「虚血性心疾患」や脳卒中等の「脳血管疾患」への備えも重要です。

虚血性心疾患と脳血管疾患をあわせた患者数は、がんの患者数より多くなっています。

がん、虚血性心疾患、脳血管疾患の患者数

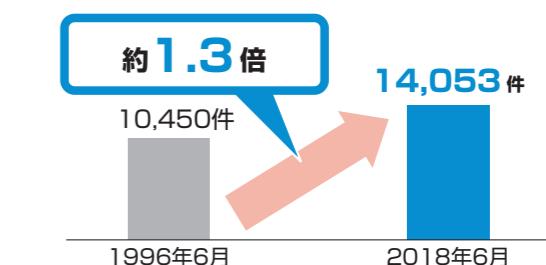
(出典▶P56③)



医療技術の進歩もあり、虚血性心疾患や脳血管疾患での手術件数は増加しています。

虚血性心疾患の手術件数

(出典▶P56④)



※当ページ記載のデータの疾患は、日本生命との保険契約における保険金等の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険共通の特徴

おすすめモデルプラン

万一の場合に備えて グループ保険 災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約・年金払特約・リビングニーズ特約付団体定期保険 詳しくは7ページ～18ページ、39ページ～41ページ、45ページ～46ページ、50ページをご覧ください。	入院や手術等に備えて 総合医療保険 総合医療保険(団体型) 詳しくは19ページ～26ページ、42ページ～50ページをご覧ください。	3大疾病保障保険 3大疾病保障保険(団体型) 詳しくは27ページ～38ページ、51ページ～55ページをご覧ください。 NEW!!
--	--	---

1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金（保険料）です。
 また、1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、**配当金をお受取り**になれます。（3大疾病保障保険を除く。）

配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金（保険料）から配当金を控除した金額）が軽減されます。

脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
 ※配当金は、グループ保険、総合医療保険で別々に計算されます。

配当還元率（※）	グループ保険	総合医療保険
令和1年度（注1）	約 49 %	約 18 %
平成30年度（注2）	約 45 %	約 19 %
平成29年度（注3）	約 54 %	約 12 %



（※）年間払込保険料（グループ保険については掛金から制度運営費を控除した金額）に対する配当金の割合
 （注1）保険期間：令和1年7月1日～令和2年6月30日
 （注2）保険期間：平成30年7月1日～令和1年6月30日
 （注3）保険期間：平成29年7月1日～平成30年6月30日
 上記の配当還元率は平成29年度～令和1年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、グループ保険・総合医療保険は、45ページ～46ページ、3大疾病保障保険は54ページ～55ページの「正しく告知いただくために」をご覧ください。
 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

3 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。

4 ご加入者は、「N-コンシェルジュ」をご利用になれます。

※詳細は5ページ～6ページをご確認ください。

5 退職後も継続して加入いただけます。

※詳細はグループ保険は11ページ、総合医療保険は23ページ、3大疾病保障保険は31ページの【退職後の継続加入について】をご確認ください。

ライフイベントに合わせたプランで加入いただけます!!

20代の方（独身の方）

本人：24歳 男性 の場合



グループ保険
団体定期保険

総合医療保険
総合医療保険(団体型)

3大疾病保障保険
3大疾病保障保険(団体型)

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(概算)
本人	200万円	550円



対象	入院給付金日額	月払保険料(概算)
本人	5,000円	885円



対象	死亡保険金・3大疾病保険金	月払掛金(概算)
本人	200万円	660円



月払掛金（保険料）(概算) 合計 2,095円

30代～40代の方
(配偶者さま・お子さま2人)

本人：37歳 男性
配偶者：35歳 女性
子ども：6歳・3歳 の場合



グループ保険
団体定期保険

総合医療保険
総合医療保険(団体型)

3大疾病保障保険
3大疾病保障保険(団体型)

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(概算)
本人	3,000万円	4,872円

配偶者	800万円	1,113円
-----	-------	--------

子ども×2人	200万円	880円(※)
--------	-------	---------

(※)子どもの掛け金は確定掛け金です。



対象	入院給付金日額	月払保険料(概算)
本人	10,000円	2,670円



配偶者	5,000円	1,335円
-----	--------	--------

子ども×2人	3,000円	918円
--------	--------	------



月払掛金（保険料）(概算) 合計 17,088円

50代の方（お子さま独立）

本人：54歳 男性
配偶者：52歳 女性 の場合



グループ保険
団体定期保険

総合医療保険
総合医療保険(団体型)

3大疾病保障保険
3大疾病保障保険(団体型)

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(概算)
本人	2,000万円	7,822円

配偶者	500万円	1,742円
-----	-------	--------



対象	入院給付金日額	月払保険料(概算)
本人	10,000円	4,190円



配偶者	5,000円	2,095円
-----	--------	--------



対象	死亡保険金・3大疾病保険金	月払掛金(概算)
本人	300万円	3,774円



配偶者	300万円	3,669円
-----	-------	--------



月払掛金（保険料）(概算) 合計 23,292円

- 保障内容につきましてはグループ保険は7ページ～18ページ、総合医療保険は19ページ～26ページ、3大疾病保障保険は27ページ～38ページをご参照ください。
- グループ保険・総合医療保険は保険年齢です。3大疾病保障保険は満年齢です。
 (保険年齢につきましては、10ページ、22ページ、満年齢につきましては、30ページをご確認ください。)
- 本人・配偶者の年齢・性別が上記プランと異なる場合、掛け金（保険料）も異なります。
 グループ保険の本人・配偶者の掛け金（概算）には、制度運営費が含まれております。
- 保険期間は1年です。

グループ保険

災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約・年金払特約・リビング・ニーズ特約付団体定期保険



グループ保険 ご案内ムービー

スマートフォン等からの
ダウンロードはこちら
(通信料がかかります)

グループ保険

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆ 死亡保障・高度障がい保障
- ◆ 不慮の事故による障がい保障・入院保障

当パンフレット(「契約概要」「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自分が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

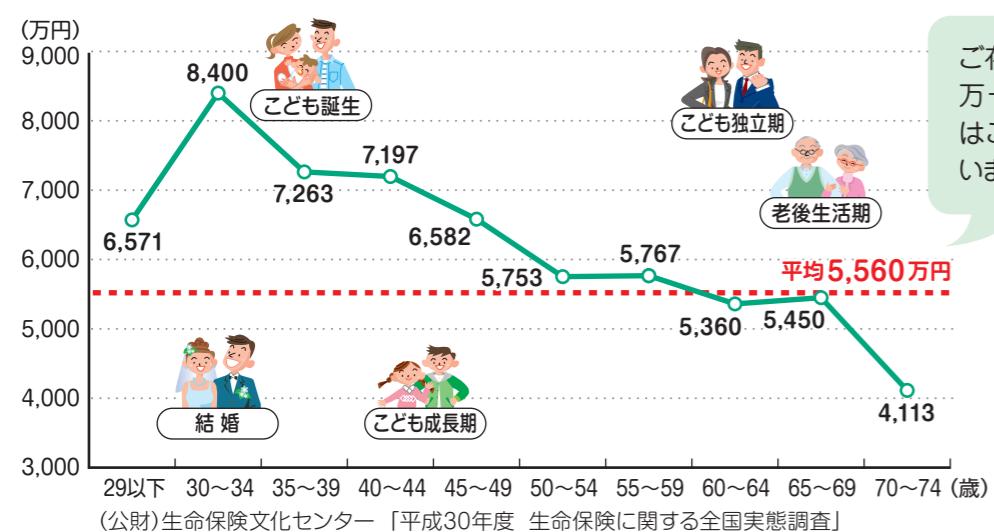
39ページ~41ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、45ページ~46ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管ください。

死亡・高度障がい、不慮の事故による障がい・入院の保障

ご自身にもしものことがあった場合のことをお考えになったことはありますか?

万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)(アンケートによる希望値)



ご存知でしたか?
万一の場合の家族の生活資金
はこんなにも必要と考えられて
います。

子どもの教育資金は?

	幼稚園 (3年間)	小学校 (6年間)	中学校 (3年間)	高等学校 (全日制) (3年間)	大学専修部 (4年間)* 文系
国公立	68	193	147	138	255
私立	159	960	422	291	338 468

子どもの教育資金は 約1,167万円(□を選択の場合)

*施設設備(整備)費は含まれていません。

文部科学省 ●「平成30年度 子供の学習費調査」
●「2019年度 学生納付金調査結果」
● 平成30年度、私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額
(定員1人当たり)の調査結果について」
をもとに試算

「葬儀費用」だけでもこんなにかかります。

葬儀費用合計(全国平均)

195.7 万円

最低限、
葬儀費用だけでも
準備して
おきましょう!

一般財団法人日本消費者協会
第11回「葬儀についてのアンケート調査」報告書
2017(平成29)年1月

Point!

リビング・ニーズ特約

が付加されています。

保険期間中に余命6ヶ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

ご家族と一緒に過ごす費用に!!



高額な先進医療の費用に!!



- ◆リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。ただし、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した**指定代理請求人**が団体を経由してご請求することができます。
- ◆所定の範囲内で必要に応じた金額を請求できます。
- ◆リビング・ニーズ特約は無料で付加されます。
- ◆被保険者が子どもの場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金はお受取りになれません。

※詳細は12ページの「受取人」、14ページの「保険金・給付金のお支払事由[続き]」、16ページの「保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細)[続き]」をご確認ください。

Point!

ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。

<本人>5,000万円~200万円 <配偶者>1,000万円~300万円
<子ども>400万円・200万円

の保険金額があり、幅広いニーズにお応えします!

※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
※詳細は10ページの「保障額と掛金」をご確認ください。



Point!

N-コシシエルジユ



健康、介護、育児、生活、レジャー・エンタメ、グルメ、ショッピング、旅、リラク・ビューティー、スポーツ、学ぶ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます。



※詳細は5ページ~6ページをご確認ください。

↑ N-コシシエルジユ
へのアクセス方法
は簡単!



①必ずお読みください

トピックス

「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として支払事由に該当した場合*、
死亡保険金に加え、災害保険金のお支払い対象となります！

*医師の診断書を必要とします。

主な保障内容

●以下の場合に、保険金・給付金をお支払いします。

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合
災害保障特約	災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
	障がい給付金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がい状態になられた場合
	入院給付金	加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に所定の入院を開始され、その入院日数が5日以上となった場合
	リビング・ニーズ特約の特約保険金	保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

※ 被保険者がこどもの場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金はお支払いしません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読み替えます。

効力発生日

令和3年7月1日

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

グループ保険の過去5年間の実績

年度(保険期間)	配当還元率(*)
令和1年度(令和1年7月1日～令和2年6月30日)	約49%
平成30年度(平成30年7月1日～令和1年6月30日)	約45%
平成29年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)	約54%
平成28年度(平成28年7月1日～平成29年6月30日)	約63%
平成27年度(平成27年7月1日～平成28年6月30日)	約49%

(*) 年間払込保険料(掛金から制度運営費を控除した金額)に対する配当金の割合

※記載の配当還元率は記載の年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

本人の死亡保険金受取人について

- グループ保険の「申込書兼告知書」および「加入通知書」の死亡保険金受取人欄に「ロウドウキジュンホウ」という記載がある場合がありますが、これは「労働基準法」(略称: 労基法)を指しています。
- グループ保険の本人の死亡保険金受取人は、原則「労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位の方」となっています。つまり、本人に一のことがあった場合の死亡保険金等の受取人は、まず配偶者(事実婚含む)、配偶者がいない場合は、本人の子、父母、孫、祖父母の順で、本人の死亡当時に同一生計であった方、となります。(詳細は条文を参照ください)
- なお、当順位と異なる方を指定したい場合は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を「ロウドウキジュンホウ」から変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。

保障額と掛金

●配偶者・こどものみで加入することはできません。

●配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

【掛金の単位: 円】

対象	本人												配偶者		
	疾病による死亡(高度障がい)についての保障額														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	5,000 万円	4,000 万円	3,500 万円	3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	500 万円	200 万円	1,000 万円	800 万円	500 万円	300 万円	
不慮の事故による死亡・障がい・入院についての保障額															
死亡 + 災害 保険金額 + 保険金額	5,300 万円	4,300 万円	3,800 万円	3,300 万円	2,800 万円	2,300 万円	1,800 万円	1,300 万円	800 万円	400 万円	1,300 万円	1,100 万円	800 万円	600 万円	
障がい給付金額 (障がい等級1級～6級)※1	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	200～20 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	300～30 万円	
入院給付金額 ※2	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	3,000 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	
保険年齢	15歳～35歳 (S61.1.2生～) H19.1.1生	6,512	5,302	4,697	4,092	3,487	2,882	2,277	1,672	1,067	550	1,672	1,430	1,067	825
保険年齢	36歳～40歳 (S56.1.2生～) S61.1.1生	7,812	6,342	5,607	4,872	4,137	3,402	2,667	1,932	1,197	602	1,932	1,638	1,197	903
保険年齢	41歳～45歳 (S51.1.2生～) S56.1.1生	9,962	8,062	7,112	6,162	5,212	4,262	3,312	2,362	1,412	688	2,362	1,982	1,412	1,032
保険年齢	46歳～50歳 (S46.1.2生～) S51.1.1生	13,512	10,902	9,597	8,292	6,987	5,682	4,377	3,072	1,767	830	3,072	2,550	1,767	1,245
保険年齢	51歳～55歳 (S41.1.2生～) S46.1.1生	18,862	15,182	13,342	11,502	9,662	7,822	5,982	4,142	2,302	1,044	4,142	3,406	2,302	1,566
保険年齢	56歳～60歳* (S36.1.2生～) S41.1.1生	26,462	21,262	18,662	16,062	13,462	10,862	8,262	5,662	3,062	1,348	5,662	4,622	3,062	2,022
保険年齢	61歳～65歳 (S31.1.2生～) S36.1.1生	—	—	—	—	—	—	—	—	8,282	4,372	1,872	8,282	6,718	4,372
保険年齢	66歳～70歳 (S26.1.2生～) S31.1.1生	—	—	—	—	—	—	—	—	4,697	2,557	1,134	4,697	3,841	2,557
保険年齢	71歳～75歳 (S21.1.2生～) S26.1.1生	—	—	—	—	—	—	—	—	11,932	6,197	2,602	11,932	9,638	6,197
保険年齢	76歳～80歳 (S16.1.2生～) S21.1.1生	—	—	—	—	—	—	—	—	6,097	3,257	1,414	6,097	4,961	3,257

対象	こども		
	疾病による死亡(高度障がい)についての保障額		
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	400 万円	200 万円	
不慮の事故による死亡・障がい・入院についての保障額			
死亡 + 災害 保険金額	600 万円	400 万円	
障がい給付金額 (障がい等級1級～6級)※1	200～20 万円	200～20 万円	
入院給付金額 ※2	3,000 円	3,000 円	
保険年齢	3歳～22歳 (H11.1.2生～) H31.1.1生	580 円	440 円

- ※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。
不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。
- ※2 入院給付金額は、5日以上入院のとき1日につき支払われる金額です。
ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

- 【経済産業省・各経済産業局・特許庁にお勤めの方】
掛金は毎月所定の口座から振替えます。(第1回目は7月20日、以後毎月20日に振替えます。20日が休日の場合は翌営業日となります。)
口座振替用紙の提出が必要となります。口座振替用紙を提出いただけない場合、加入いただけない場合があります。
- 初回の掛け金が振替できない場合には、加入申込みが取り消される場合があります。また加入後も2カ月連続して掛け金が振替できない場合は、福祉協会にて被保険者へ別途ご案内のうえ脱退手続きを進め、以後の保障がなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 出向中の職員の方については、掛け金の振替に関する明細書は発行しませんので、あらかじめご了承ください。
- 【独立行政法人にお勤めの方】
掛け金は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)
- 《本人・配偶者》の掛け金は概算掛け金です。正規掛け金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和3年7月1日)から適用します。掛け金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛け金は更新前より高くなります。
「こども」の掛け金は1人あたりの確定掛け金です。
- 記載の掛け金は、確定掛け金を含め、令和2年12月30日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

！必ずお読みください

ご加入にあたって

10ページの「保障額と掛金」に記載の保障額を任意に選択し、お申込みください。ただし、次のことご注意ください。

- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- 配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 退職者は年齢によって保険金額に上限があります。詳細は以下の【退職後の継続加入について】をご確認ください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

お取扱いについて

加入資格	<p>以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。</p> <p>《本人》経済産業省および関係独立行政法人の職員の方で 新規加入・増額は、年齢14歳6ヶ月超60歳6ヶ月以下の方。 継続加入は、年齢70歳6ヶ月以下の方。</p> <p>《配偶者》上記本人の配偶者の方で 新規加入・増額は、年齢満16歳以上60歳6ヶ月以下の方。 継続加入は、年齢70歳6ヶ月以下の方。</p> <p>《こども》上記本人の扶養するこども(*)で年齢2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下の方。 ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。 この場合、保障額は同一となります。 (*) 健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。</p> <p>【退職後の継続加入について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人は、退職直前まで1年以上継続して当グループ保険に加入されている場合、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、退職後も年齢70歳6ヶ月まで継続加入することができます。 ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢70歳6ヶ月まで継続加入することができます。 ・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6ヶ月まで継続加入することができます。 ・本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。 <p>(※) 年齢によって保険金額に上限があります。詳細は17ページ「ご退職後のお取扱い」をご確認ください。</p> <p>【ご注意】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。 (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。 (同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。) (3)配偶者・こどものみで加入することはできません。 (4)配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。 (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。 (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。 ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。 (7)リビング・ニーズ特約付加時に被保険者が余命6ヶ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニーズ特約に加入することができません。
保険期間	保険期間は効力発生日～2022年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
この保険契約から脱退いただく場合	<ul style="list-style-type: none"> ●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。 ●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日 主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日 ②加入資格を失われた日 ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日 ●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。 (例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。) ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。 ●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に入れることがあります。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問い合わせください。

受取人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の死亡保険金・災害保険金受取人は、原則、労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位の方です。それ以外の方を指定される場合は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。 ・配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。 ・本人および配偶者の高度障がい保険金・給付金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金・給付金受取人は本人(主たる被保険者)です。 ・リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。 <p>ただし、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求することができます。</p> <p><指定代理請求人を指定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下<指定代理請求人の範囲>をご参照のうえ、本人(主たる被保険者)の指定代理請求人をご指定ください。 ・指定代理請求人は1名に限ります。 ・指定代理請求人による高度障がい保険金の請求はできません。 ・本人(主たる被保険者)が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定があったものとし、その場合の指定代理請求人は、本人(主たる被保険者)となります。 <p><指定代理請求人の範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定代理請求人は次の範囲内でご指定ください。 ・請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の配偶者 ・請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
税務上の取扱い	<p><掛け金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。 ●主契約およびこども特約の実質掛け金(掛け金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。 <p>※この保険契約には新生生命保険料控除制度が適用され、(こども)災害保障特約の実質掛け金は、生命保険料控除の対象外となります。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/)</p> <p>※一般生命保険料控除の対象となる実質掛け金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。</p> <p>※当グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険のみの掛け金に基づき計算されるわけではありません。</p> <p><保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金・災害保険金 <p>《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。</p> <p>《配偶者・こども》本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高度障がい保険金 被保険者が受取人の場合、非課税です。 ●リビング・ニーズ特約の特約保険金 被保険者が受取人の場合、非課税です。 ●給付金 障がい給付金・入院給付金…被保険者が受取人の場合、非課税です。 ●年金 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※ ※必要経費=年金年額×年金基金充当金 (除配当金)年金お支払見込総額 <p>税務の取扱い等について、令和2年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。 今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。</p>
配当金	<ul style="list-style-type: none"> ●1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当をお受取りになります。 配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛け金から配当金を控除した金額)が軽減されます。 ※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
保険金・給付金のお支払事由	<ul style="list-style-type: none"> ●主契約 [死亡保険金] 引受け保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

保険金・給付金のお支払事由 [続き]	<p>[高度障がい保険金] 引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。</p> <p>(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p>(*) 対象となる「高度障がい状態」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 5. 上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <p>～高度障がい状態に関する補足説明～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 2. 眼の障がい(視力障がい) (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみません。 3. 言語またはそしゃくの障がい (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 4. 上・下肢の障がい 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。 <p>●災害保障特約</p> <p>【災害保険金】 引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(*1)以後に発病した所定の感染症(*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。 上記によって災害保険金をお支払いする場合に、障がい給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差引きます。 (1) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金をすでに支払っているとき (2) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき 【障がい給付金】 引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に別表給付割合表(*3)のいずれかの身体障がいの状態に該当された場合、次の(1)または(2)に定める金額の障がい給付金をお支払いします。 (1) 身体障がいの状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額 (2) 身体障がいの状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと(ただし、約款に定める身体の同一部位(*3)(以下、単に「同一部位」といいます。)に生じた2種目以上の障がいについては、そのうち最も上位の種目のみ)に(1)の規定を適用して得られる金額の合計額 上記(1)(2)の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障がいのあった身体の同一部位に生じた身体障がいについては、すでにあった身体障がい(以下、「前障がい」といいます。)を含めた新たな身体障がいの状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障がいの状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合は、最も上位の種目に対応する給付割合)を差引いて得られる割合を、その身体障がいについての給付割合とします。(別表給付割合表参照)</p> <p>障がい給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。</p>
---------------------------------------	---

保険金・給付金をお支払いしない場合等 (詳細)	<p>なお、災害保険金の支払後に、その災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障がい給付金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。</p> <p>【入院給付金】 引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に所定の入院(*5)をされ、その入院日数が5日以上となった場合、保険期間中の入院1日につき、入院給付金をお支払いします。 同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合、入院日数の判定の際には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。 被保険者が災害保障特約の保険期間中に入院を開始し、保険期間の満了日を含んで引き続入院している場合に、この保険契約・特約が更新されないとときは、保険期間経過後の入院日数(その入院の退院日までの入院日数)については、保険期間中の入院として取扱います。 入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度とします。 同一の被保険者が2回以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。</p> <p>(*) 詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/) 保険金・給付金のお受取りについて</p> <p>(*) 所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中以下のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p>
	<p>【主契約】 ○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。 ・保険契約者・被保険者の故意。 ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。 ・戦争その他の変乱。(※2)

<p>保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細) [続き]</p>	<p>(*)1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。 (*)2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。</p> <p>【災害保障特約】</p> <p>○引受保険会社は、災害保険金、障がい給付金または入院給付金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金・給付金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。 ・災害保険金の受取人、障がい給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。 ・ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障がい給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。 ・被保険者の犯罪行為によるとき。 ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。 ・地震、噴火または津波によるとき。(※3) ・戦争その他の変乱によるとき。(※3) <p>(*)3) ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害保障特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金・給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。</p> <p>【死亡保険金以外の保険金・給付金】</p> <p>○高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時以後に生じた場合に限ります。(原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金・給付金はお支払対象となりません。</p> <p>【すべての保険金・給付金】</p> <p>次の場合には、保険金・給付金をお支払いせず、ご加入も継続できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○告知義務違反による解除の場合 ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金・給付金をお支払いします。 ○詐欺による取消の場合 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。 ○不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者が保険金・給付金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもつてこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。 ○保険契約が失効した場合 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。 ○重大事由による解除の場合 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。 (以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。) ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。 ②この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。 ③保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。 (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること (ウ)反社会的勢力を不正に利用していると認められること (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。
---	---

<p>保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細) [続き]</p>	<p>【リビング・ニーズ特約】 ※リビング・ニーズ特約は、主契約の被保険者(本人・配偶者)の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。 ○引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。 ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。 ・戦争その他の変乱。(※3) (※3) ただし、戦争その他の変乱によって余命が6ヶ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。 ～また、以下のような場合にリビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません～ ・リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。 ・リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われるとき。 ・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニーズ特約の特約保険金の請求を受けたとき。 ・その被保険者について、死亡保険金の一部がすでにリビング・ニーズ特約の特約保険金として支払われたとき。</p>																				
<p>保険金の年金受取り</p>	<p>保険金の受取方法は次の3種類です。</p> <p>●全額一時金 ●全額年金 ●一時金+年金</p> <p>保険金の年金受取り</p> <p>保険金・給付金請求の際、受取人の希望により、保険金・給付金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。</p> <p>※こどもを被保険者とする保険金・給付金は対象外です。また、リビング・ニーズ特約の特約保険金についても対象外です。</p> <p>※年金基金として設定する保険金・給付金が少額の場合のほか、保険金・給付金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金・給付金を年金として受取ることを選択いただけません。</p> <p>年金受取りに関する詳細については、団体に備付けの「年金受給のしおり」を必ずご確認ください。</p> <table border="1" data-bbox="1889 1156 3064 1426"> <thead> <tr> <th colspan="2">年金の種類</th> <th>年金の型</th> <th>年金受取り</th> <th>年金受取開始日</th> <th>年金受取人が死亡された場合</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>受取期間</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">確定年金</td> <td>5年</td> <td rowspan="3">定額型</td> <td rowspan="3">年4回受取り(3ヶ月ごと)</td> <td rowspan="3">以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日</td> <td rowspan="3">残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年金年額が40万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)</p>	年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	年金受取人が死亡された場合	種類	受取期間					確定年金	5年	定額型	年4回受取り(3ヶ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	10年	15年
年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	年金受取人が死亡された場合																
種類	受取期間																				
確定年金	5年	定額型	年4回受取り(3ヶ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。																
	10年																				
	15年																				
<p>制度運営による引受保険会社</p>	<p>●当制度は一般財団法人 通商産業福祉協会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約リビング・ニーズ特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。</p> <p>●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額・給付金額について、引受保険会社はそれぞれの引受け割合(令和2年9月15日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受け割合は変更することがあります。</p> <p>《引受保険会社》</p> <p>日本生命保険相互会社 (68. 9%) [事務幹事会社] 住友生命保険相互会社 (14. 3%) 明治安田生命保険相互会社 (7. 5%) 第一生命保険株式会社 (5. 7%) 大樹生命保険株式会社 (2. 4%) 富国生命保険相互会社 (1. 0%) アクサ生命保険株式会社 (0. 1%) 太陽生命保険株式会社 (0. 1%)</p>																				

！必ずお読みください

ご退職後のお取扱い

退職直前まで1年以上継続して当グループ保険にご加入の方は、ご希望により退職後も年齢70歳6ヶ月まで継続加入することができます。

●継続要件：退職直前まで1年以上継続して当グループ保険に加入していた方で、更新日現在、
《本人・配偶者》年齢70歳6ヶ月以下の方
《こども》年齢22歳6ヶ月以下の方

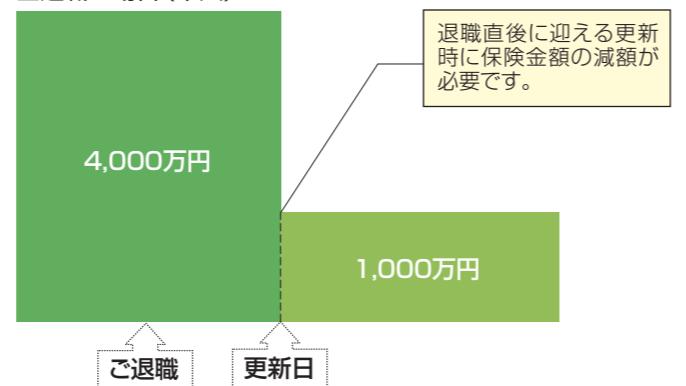
●保険金額：更新日現在、年齢59歳6ヶ月超の場合、本人は1,000万円、配偶者は500万円が上限となります。
※上限を超えて加入されている方は、「申込書兼告知書」の提出がない場合でも、本人は1,000万円、配偶者は500万円に自動的に減額となります。
なお、こどもの保険金額は400万円が上限のまま変わりません。

●払込方法：月払掛金を12ヶ月分まとめてご指定の口座から振替えいたします。

(例)

更新日現在、年齢59歳6ヶ月超となる方で保険金額4,000万円に加入されているケース

■退職の場合(本人)



個人情報の取扱いに関する一般財団法人 通商産業福祉協会と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、一般財団法人 通商産業福祉協会（以下、団体といいます。）を保険契約者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体（ジャパン・アフィニティ・マーケティング（株）を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等への目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調査作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、受取人および代理人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

募集期間中のお問合せにつきましては、表紙に記載のニッセイ団体保険センターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

<団体お問合せ先> 一般財団法人 通商産業福祉協会 TEL 03-3436-1731 または 03-3436-1732

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号（931-92824）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

【障がいの表記】 当パンフレット（グループ保険）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

別表 紹介割合表

等級	身体障がい	給付割合
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30.1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36.脊柱（頸椎を除く）に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

＜上表における部位の補足説明＞

